

奈良市開発指導要領 新旧対照表

現行	改正後
<p>(ごみ集積施設)</p> <p>第20条 開発者は、市が家庭ごみ及び再生資源の_____収集を住民協力のもと定点収集により円滑に行うため、ごみ集積施設として、家庭ごみ集積施設及び再生資源集積施設_____ (以下「集積場」という。)を次の各号に掲げる事項に留意し、設置するものとする。</p> <p>(1) 集積場は_____、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。</p> <p>(2) 集積場は、原則として間口が道路幅員6メートル以上(再生資源集積施設のみを設置する場合にあつては、4メートル以上)の道路に面し、かつ、道路と同一平面となるように_____設置するものとし、当該道路との間に当該道路より高い位置に設けられた歩道がある場合にあつては、必ず当該歩道を切り下げること。ただし、一方通行の道路の場合の道路幅員については、この限りではない。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 小規模開発にあつては、当該自治会と事前に協議すること。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(ごみ集積施設)</p> <p>第20条 開発者は、市が家庭ごみ、再生資源及び大型ごみの収集を住民協力のもと定点収集により円滑に行うため、ごみ集積施設として、家庭ごみ集積施設、再生資源集積施設及び大型ごみ集積施設 (以下「集積場」という。)を次の各号に掲げる事項に留意し、設置するものとする。</p> <p>(1) <u>一戸建住宅における集積場</u>は、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。</p> <p>(2) <u>共同住宅における集積場</u>は、開発区域内において、原則として収集車が通り抜けることができ、かつ、容易に横付けして安全に作業できる位置に設置すること。ただし、やむを得ず収集車が通り抜けることができない位置に集積場を設置する場合は、別に定める指導基準によること。</p> <p>(3) 集積場は、原則として間口が道路幅員6メートル以上_____の道路に面し、かつ、道路との段差を原則設けないように設置するものとし、当該道路との間に当該道路より高い位置に設けられた歩道がある場合にあつては、必ず当該歩道を切り下げること。ただし、一方通行の道路の場合の道路幅員については、この限りではない。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
<p>2 開発者は、前項の規定により集積場を設置したときは、ごみ集積場設置届出書(別記第8号様式)を市長に提出するとともに、一般住宅地内の集</p>	<p>2 開発者は、前項の規定により集積場を設置したときは、それが一般住宅地内の集積場である場合にあつては、維持管理計画書(別記第8号様式)</p>

現行	改正後																		
<p style="text-align: center;"><u>積場にあつてはその用地を市に寄附するものとする。</u></p> <p>第 8 号様式（第20条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">ごみ集積場設置届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）奈良市長</p> <p style="text-align: center;">開発者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおりごみ集積場を設置したので、奈良市開発指導要領第 2 0 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開発事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域の所在・地番</td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>建築物の用途</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開 発 面 積</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>宅地面積（敷地面積）</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> <tr> <td>区 画 ・ 戸 数</td> <td style="text-align: right;">区画 戸</td> </tr> <tr> <td>高 さ ・ 階 数</td> <td style="text-align: right;">地上 階 m 地下 階</td> </tr> <tr> <td>ごみ集積場の設置数・面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入 居 予 定 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 次の図書を添付してください。 維持管理計画書</p> </div>	開発事業の名称		開発区域の所在・地番	奈良市	建築物の用途		開 発 面 積	㎡	宅地面積（敷地面積）	㎡	区 画 ・ 戸 数	区画 戸	高 さ ・ 階 数	地上 階 m 地下 階	ごみ集積場の設置数・面積		入 居 予 定 年 月 日	年 月 日	<p style="text-align: center;"><u>を市長に提出し、その用地を市に寄附するものとする。</u></p> <p>第 8 号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">維持管理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）奈良市長</p> <p style="text-align: center;">開発者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>下記集積場（用地、工作物含む。）について、販売時に購入者に対して維持管理及び補修は集積場の利用者で行う旨を説明し、当方から利用者へ引き継ぎます。</p> <p>ただし、集積場の利用者へ維持管理を引き継ぐまでは当方が維持管理及び補修を行い、要する費用についても負担いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>・種別 <input type="checkbox"/> 家庭ごみ集積場 <input type="checkbox"/> 再生資源集積場 <input type="checkbox"/> 大型ごみ集積場</p> <p>・所在</p> <p>・地積 . ㎡</p>
開発事業の名称																			
開発区域の所在・地番	奈良市																		
建築物の用途																			
開 発 面 積	㎡																		
宅地面積（敷地面積）	㎡																		
区 画 ・ 戸 数	区画 戸																		
高 さ ・ 階 数	地上 階 m 地下 階																		
ごみ集積場の設置数・面積																			
入 居 予 定 年 月 日	年 月 日																		